## 決議案第4号

## 割賦販売法の改正を求める意見書について

標記の件につき、別紙のとおり天理市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成19年9月21日提出

天理市議会議員	佐人	讨岡	典	雅
IJ	中	田	景	士
IJ	飯	田	和	男
IJ	寺	井	正	則
IJ	加	藤	嘉り	入次
IJ	大	橋	基	<del>フ</del>

## 割賦販売法の改正を求める意見書

近時、住宅リフォームや呉服、貴金属など高額商品の次々販売など に係る悪質商法の被害が大きな社会問題となっているが、こうした被 害は、販売業者が顧客の支払能力を考慮せずにクレジット販売を行え る仕組みとなっており、クレジット会社も顧客の支払能力をきちんと チェックせずに契約を認めることで発生している。

なお、経済産業省は、これまでにも、割賦購入あっせん業者に対して、加盟店の実態把握・管理の徹底、悪質な販売店の加盟店からの排除等を求める通達を数多く出してきた。(昭和58年3月11日付通達、平成4年5月26日付通達、平成16年12月20日付通達、平成17年7月11日付通達等。)これらは、クレジットを利用した消費者被害の未然防止又は拡大防止のため、不適切な販売行為等を行う事業者にクレジットを利用させることのないよう出されたものである。

しかしながら、これらの通達が出された後も、ダンシング事件、アイディック事件、住宅リフォーム事件、呉服次々販売事件等、多数の消費者を被害者とする事件が多発している。

そうした被害対策の一環として、クレジットの過剰与信等による被害の防止が重要であり、下記のような割賦販売法の抜本的な法改正を求める。

記

- (1) 実効的な過剰与信規制を行うこと。
- (2) 販売店とクレジット会社との共同責任(既払い金返換を含む)を 規定すること。
- (3) クレジット会社の悪質販売被害防止義務を明記すること。
- (4) 指定商品性を廃止し、割賦要件を撤廃すること。
- (5)個品方式(契約書型)クレジットについて開業規制を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 19 年 9 月 21 日

天 理 市 議 会